

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)
(日曜日は、その翌日)

目次

- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の決定

告示

鳥取県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

県道	種別の路線名	区間	変更敷地の幅員		延長
			前後別メートル	敷地の幅員メートル	
鳥取浜坂	九号	岩美郡岩美町大字蒲生子藤助谷二三〇の二の地先から	変更後	六・三	四四・七
			変更前	七・一	
鳥取浜坂	九号	二の五の地先まで	変更後	七・五	四四・七
			変更前	七・一	
鳥取浜坂	九号	字黒松	変更後	六・三	四四・七
			変更前	七・一	
鳥取浜坂	九号	気高郡気高町大字八幡字宮の前二四一の地先	変更後	一・二	五・〇
			変更前	一・四	
鳥取浜坂	九号	気高郡気高町大字八幡字宮の後二五二の地先	変更後	一・二	五・〇
			変更前	一・四	
鳥取浜坂	九号	気高郡気高町大字八幡字下原亀田の二〇四の二の地先から	変更後	七・八	三四・〇
			変更前	八・〇	
鳥取浜坂	九号	二〇五の三の地先まで	変更後	七・五	三四・〇
			変更前	八・〇	
鳥取浜坂	九号	気高郡気高町大字八幡字下原高下二四八の四の地先から	変更後	四・五	三〇・〇
			変更前	七・一	
鳥取浜坂	九号	二四八の五の地先まで	変更後	三・五	三〇・〇
			変更前	七・一	
鳥取浜坂	九号	鳥取市東町一丁目三〇八の地先から	変更後	三・五	三九・〇
			変更前	七・一	
鳥取浜坂	九号	三二〇の地先まで	変更後	八・三	三九・〇
			変更前	三・五	
鳥取浜坂	九号	岩美郡岩美町大字大谷字下高縄手二五五の地先から	変更後	一・五	八六・四
			変更前	一・八	
鳥取浜坂	九号	二五六の地先まで	変更後	一・五	八六・四
			変更前	一・八	
鳥取浜坂	九号	字高縄手	変更後	二・四	二二・〇
			変更前	二・五	

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	線 郡家鹿野	線 鳥取国府	線 気高鹿野	"	倉吉線 鳥取鹿野
鳥取市岩坪字大瀬戸一三九の地先	鳥取市下砂見字神谷奥二六の地先	鳥取市長谷字上河原四〇一の二の地先から " 四〇一の三の地先まで	鳥取市赤子田字繩手の下八二の二の地先から " 長谷字川向二二一の二の地先まで	六九の一の地先まで	岩美郡国府町大字中河原字大地戸七七の四の地先から " 六九の一の地先まで	二九七六の三の地先まで	気高郡鹿野町大字河内字菟盤魚山二九八七の一の地先から " 二九七六の三の地先まで
変更後 一八〇〇	変更前 一三〇〇	変更後 八〇五	変更前 八〇五	変更後 七〇六	変更前 七〇六	変更後 七三〇	変更前 七三〇
六〇〇	六〇〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
"	"	"	"	"	"	"	"
"	停車場線 国府丹比	"	"	"	"	線 国府蕪島	線 鳥取港湖 山停車場
一六九の五の地先まで " 字向前田	岩美郡国府町大字山崎字山和田一四二の地先から " 岩美郡国府町大字山崎字中瀬八九の地先	岩美郡国府町大字拾石字前田一四一の地先から " 二二五の二の地先まで " 字空土居	岩美郡国府町大字拾石字東岸裏通り三九四の地先	岩美郡国府町大字拾石字俵石六九の地先から " 七一の地先まで	岩美郡国府町大字殿字落前一三の一の地先から " 一三の三の地先まで	岩美郡国府町地字殿字懸山添七三の地先から " 字前田四二の二の地先まで	鳥取市湖山町字下浜一一九四の八一の地先から " 一一九四の八七の地先まで
変更後 一三〇〇	変更前 四〇五	変更後 八〇五	変更前 四〇五	変更後 二二五	変更前 二二五	変更後 四〇五	変更前 四〇五
七七〇	七七〇	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五	二二五

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	場布勢線 湖山停車	場線上光線 宝木停車
鳥取市河内字土居ノ上七一八の地先から 七二七の地先まで	鳥取市河内字焼押河原八九七の地先から 八八二の地先まで	鳥取市河内字間賀合河原九二の五の地先から 六の地先まで 九三の	鳥取市河内字立茅九九九の地先	鳥取市河内字立茅九八六の地先	鳥取市河内字天場一九四の一の地先	鳥取市湖山町字天場一九四の一の地先	鳥取市湖山町字天場一九四の一の地先
変更後 三・五 四・九	変更前 二・六 四・六	変更後 四・六 六・五	変更前 二・八 六・〇	変更後 四・五 八・七	変更前 三・一 六・〇	変更後 六・〇 七・〇	変更前 八・〇 八・七
二一八・〇	二一八・〇	六二・五	六二・五	八一・〇	八一・〇	二八・五	二八・五

"	"	"	"	"	"	"	"
線 矢矧松原	"	"	"	線 金沢伏野	"	"	"
鳥取市松原字濁尻二三五の三の地先から 一二四の三の地先まで	鳥取市福井字臂力一九八三の地先	鳥取市福井字下り坂一六の地先から 字無番地先まで	鳥取市三津字乗越の二の六六〇の一の地先から 字辻堂六三〇の一の地先まで	鳥取市徳尾字南田三三四の三の地先から 字瀬戸田の二の三八四の地の地先まで	鳥取市島字四反田六五の四の地先から 字下中坪五五の四の地先まで	鳥取市下段字大道端八二の三の地先から 字上四反田六八の二の地の地先まで	鳥取市河内字西土居四四二の一の地先
変更後 九・〇 一〇・三	変更前 六・〇 九・〇	変更後 四・九 九・〇	変更前 三・七 六・七	変更後 五・二 七・五	変更前 七・四 七・七	変更後 八・〇 八・七	変更前 五・二 六・八
一八二・五	一八二・五	三五・五	三五・五	六〇・〇	六〇・〇	二一三・〇	二一三・〇

線 下木原岩 美停車場			線 福部鳥取				線 谷郡家線	
岩美郡岩美町大字小田字井手ノ上四 八二の地先から 四八三の地先まで		岩美郡福部村大字八重原字榎峠八九 八の一三の地先	岩美郡福部村大字八重原字榎峠八九 八の九の地先	岩美郡福部村大字細川字上亀井五二 の地先から 六六六の一の地先まで	鳥取市湖山町字天場一七七の一の地 先	岩美郡国府町大字岡益字小山口三六 三の一の地先	岩美郡国府町大字岡益字前田一〇九 の地先	鳥取市矢矧字榎谷八五の一の地先か ら 七七の一の地先 まで
変更後 一〇・七 一五四・五	変更前 六・五 一五四・五	変更後 三・八 四〇・〇	変更前 四・八 四〇・〇	変更後 七・八 五七・〇	変更前 六・一 五七・〇	変更後 六・二 三〇・〇	変更前 六・〇 二八・五	変更後 三・八 九三・〇
線 安蔵徳尾			線 長谷鳥取					
鳥取市安蔵字滑河原一〇六〇の五の 地先	鳥取市松上字大前四九〇の一の地先 から 字真如二四八の一の地先 まで	鳥取市安蔵字滑河原一〇五五の一の 地先から 一〇五五の二の 地先まで	鳥取市古海字上町田の二の五四〇の 九の地先から 字西中田の一の三八一の 一の地先まで	鳥取市本高字小松原三二〇の八の地 先から 三二七の一の地 先まで	鳥取市北村字花色八六の三の地先か ら 八九の一の地先 まで	鳥取市服部字松ヶ段東中二四三の八 の地先から 字松ヶ段東下の一の 二九一の地先まで	鳥取市長谷字下土手下タ九一の五の 地先	
変更後 七・〇 四八・五	変更前 三・六 四八・五	変更後 二・七 一一二・五	変更前 二・七 一一二・五	変更後 九・〇 三三三・〇	変更前 四・五 一八〇・〇	変更後 七・三 二二七・〇	変更前 三・〇 二二七・〇	変更後 八・三 一六・五

"	"	"	"	"	"	"	"
"	場線 福部停車	"	"	小畑青谷 停車場線	"	"	"
岩美郡国府町大字海士字糺箱四五八の地の先から 三の地先まで	岩美郡福部村大字海士字雌尾の下三八〇の地先から 五の地先まで	気高郡青谷町大字山根字坂田一三七の地の先	気高郡青谷町大字青谷字背戸田四〇四四の六の地先	六〇七の一の地先まで 大字河原字石ヶ坪	気高郡青谷町大字小畑字柳繩手六〇の一の地先から 一〇〇七の地先まで	鳥取市河内字寄合田九九七の一の地先から	鳥取市河内字立茅九七八の地先
変更後 六・七 一〇・〇	変更前 五・二 五・七	変更後 七・八	変更前 六・七	変更後 一〇・三	変更前 七・二 八・五	変更後 五・五 六・四	変更前 三・五 四・四
三四・〇	三四・〇	五・〇	二・五	二五・三	二五・三	六七・五	六七・五

"	"	"	"
三代寺宮 ノ下線	岩美郡福部村大字細川字上亀井六六五の地先から 一の地先まで	岩美郡国府町大字三代寺字宮の後二九四の四の地先から 二九四の一の地先まで	"
変更前 六・五	変更前 七・四	変更前 七・二	変更前 三・六
変更後 七・〇	変更後 九・〇	変更後 五・一	変更後 五・五
八九・〇	八九・〇	四九・五	四九・五

鳥取県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年四月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
一般国道九	号	岩美郡岩美町大字蒲生字藤助谷二〇〇の二の地先から 三〇の二の地先から 二の五の地先まで	字黒松	昭和四十二年四月 日
"	"	気高郡気高町大字八幡字宮の前二四一の地先	"	"
"	"	気高郡気高町大字八幡字宮の後二五二の地先	"	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	場線	福部停車	"	"	小畑青谷 停車場線	谷郡家線	"	線	矢矯松原	"	線
七の地の先まで	六五の地先から	八の三の地先まで	八の三の地先まで	八の三の地先まで	八の三の地先まで	坪六〇七の地の先まで	岩美郡国府町大字岡益字小山口三六三の地の先	岩美郡国府町大字岡益字前田一〇九の地先	鳥取市矢矯字樺谷八五の地の先	鳥取市松原字濁尻二三五の三の地先から	鳥取市福井字下り坂一六の地先から	鳥取市三津字乗越の二の六六〇の地の先から
六六	三八	三五	三五	三五	三五	四四の六の地先	岩美郡国府町大字岡益字小山口三六三の地の先	岩美郡国府町大字岡益字前田一〇九の地先	七七の地の先	二二四の三の地先まで	一九八三の地先	字辻堂六三〇の地の先
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

"	三代寺	岩美郡国府町大字三代寺字宮の後	"
"	宮ノ下線	二九四の地先から	二九
線	鳥取空港	鳥取市湖山町字白浜二九五の四の地先から	"
"	線	鳥取市湖山町字白浜二九五の四の地先から	"
"	線	鳥取市湖山町字白浜二九五の四の地先から	"
"	線	鳥取市湖山町字白浜二九五の四の地先から	"

鳥取県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	池谷福部 停車場線	岩美郡福部村大字栗谷字高橋二〇五の地の先から 大字箭溪字山崎二六九の地先まで	五・〇 一〇・五	四二四・〇
"	泊絹見青 谷線	気高郡青谷町大字絹見字マク五八一の地の先から 字稻荷二五四の地先まで	九・三 一六・五	二六四・五
"	川上青谷 停車場線	気高郡青谷町大字桑原字西境谷六八九の地先から 字境谷西平八〇六の地先まで	一〇・〇 二四・五	二七〇・〇
"	鳥取空港 線	鳥取市湖山町字白浜二九五の四の地先から 字白浜国有地先まで	一六・〇 二五・五	一、〇三・七

鳥取県告示第二百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づ

き、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	変更前後別敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	百八十号	日野郡日野町高尾字家ノ前川端ノ内 二二一の二の地先から 八の地先まで	変更前	三・六
			変更後	六・五
"	"	日野郡江府町大字小江尾字堂ノ後六 五八の地先から 先まで	変更前	六・五
			変更後	一・三〇・〇
"	"	日野郡江府町大字武庫字今市四五 一の八の地先から 先まで	変更前	四・〇
			変更後	一四・七
"	"	日野郡江府町大字江尾字入江一七二 四の三の地先から 先まで	変更前	四・〇
			変更後	七〇・〇
"	"	日野郡日野町高尾字小吹ノ上ミ井手 下モ四五七の二の地先から の地先まで	変更前	六・三
			変更後	一〇・三

"	"	日野郡溝口町谷川字前田八八の二の 地先から 先まで	変更前	五・〇	二二・〇
"	"	日野郡溝口町宮原字宮ノ上ミ一九五 の地先から の地の先まで	変更前	四・五	一八二・〇
"	"	日野郡溝口町宮原字井坂三二〇の五 の地先から の地の先まで	変更前	四・二	一四〇・〇
"	"	日野郡日野町板井原字堂ノシタ四四 三の地先から 九の地先まで	変更前	四・〇	七一・〇
"	"	日野郡日野町板井原字脇ノ堂九四〇 の地の先から の地の先まで	変更前	四・二	四三・一
"	"	日野郡日野町板井原字下モ山一九の 一の地先 の地の先まで	変更前	四・〇	四三・一
"	"	日野郡日野町本郷字堰ノ上道ノ上エ 五四四の一の地先から 字上ミ石橋ノ上エ	変更前	四・〇	六五・〇
"	"	日野郡日野町門谷字岩才一九九の 一の地先から 三の地先まで	変更前	一・五	六七・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
日野郡日野町本郷字鍛冶屋原坂口一六八〇の地の先から	日野郡日野町下菅字オノ原道下タ三の地の先	日野郡日野町上菅字石堂八二一の二の地の先	日野郡日南町生山字広畑九の地の先	日野郡日南町下石見字水越八二七の三の地の先から	日野郡日南町下石見字原田一一八一の三の地の先から	日野郡日南町下菅字梅ノ木塔一一一の八の地の先から	日野郡日野町木郷字行岸の上エ二二二五の地の先
字ハゲラ一六七五	字高畦二八七の五	字中ノ谷九二	字井の谷尻り八	字六田一一八三	九四五の地の先	一一の六の地の先	日野郡日野町木郷字行岸の上エ二二二五の地の先
変更後 六・五	変更後 一四・五	変更後 一〇・八	変更後 一〇・三	変更後 五・八	変更後 一五・七	変更後 九・七	変更後 一〇・〇
変更前 七・五	変更前 一四・五	変更前 七・五	変更前 四・三	変更前 六・三	変更前 八・二	変更前 五・二	変更前 一〇・〇
七二・〇	四二〇・〇	三二二・〇	二七〇・〇	四二二・〇	九〇〇・〇	五七・六	四四〇・〇
県道							
倉吉江府線		日南線					
日野郡江府町大字江尾字下東屋敷二〇一〇の三の地の先		安来伯太					
日野郡日南町上石見字谷田原ノ上エ七一一四の地の先から		日野郡日南町笠木字地替谷二六一一の地の先から					
字清坂六五八の		字冷り田二五六六					
四の地の先まで		字ヲモ田一〇					
変更後 八・五	変更後 一〇・五	変更後 一・六	変更後 一〇・三	変更後 二・五	変更後 九・五	変更後 七・五	変更後 三・八
変更前 四・〇	変更前 一〇・七	変更前 七・五	変更前 四・三	変更前 五・八	変更前 九・五	変更前 四・五	変更前 三・四
六・〇	一九五・〇	二二〇・〇	三三二・三	三三二・二	七九・〇	五七・六	九〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
米子線	金屋谷	"	"	線	横田伯南	"	"
日野郡日南町折渡字向ノ原橋ノ上ミ 九三六の地先から	日野郡日南町福寿美字下苗平添四九 の二の地先から	日野郡日南町福万来字和田原家ノ上 エヨリ上ミ一九六八の地先から	日野郡日南町福万来字三崎原一九六〇 の地先から	日野郡日野町舟場字鳥ノ子ケ市三九 〇の一の地先から	日野郡溝口・福島字袴谷西平三〇二 の一の地先	日野郡溝口町福居字土居ノ前二二六 の地先	日野郡日南町下阿毘縁字中ノ谷九二 八の一の地先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
六・三 八・五	五・五 六・〇	四・三 七・五	三・二 五・七	四・〇 五・二	四・〇 五・二	一・〇 二・五	四・〇 二・七
九八・〇	九八・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	三〇・〇	二二・五	七三・八

"	"	"	"	"	"	"	"
線	多里伯太	"	"	"	"	線	多里神郷
日野郡日南町折渡字向ノ原橋ノ上ミ 九三六の地先から	日野郡日南町神福字大熊山一五七二 の地先	日野郡日南町豊栄字高橋一二四二の 一の地先	日野郡日南町豊栄字横畑八九六の一 の地先から	日野郡日南町豊栄字仲屋ノ前五二五 の一の地先から	日野郡日南町豊栄字コウニゴ田二九 八の地先から	日野郡日南町豊栄字コウニゴ田二九 八の地先から	日野郡江府町大字御机字笠良原七一 四の一の地先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
四・八 八・三	四・四 四・八	四・六 三・〇	二・五 四・六	五・二 九・七	三・一 四・八	五・〇 八・〇	三・七 二・五
三二・〇	三二・〇	三〇・〇	三〇・〇	四一・〇	四一・〇	一四〇・〇	六五三・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	見線 神戸上新	"	"	"	"	"	"
日野郡日南町神戸上字上ミ松ボリ一七二五の二の地先まで	日野郡日南町神戸上字上ミ松ボリ一七二九の一の地先から	日野郡日南町神戸上字鍛冶屋前九七八の一の地先から	日野郡日南町神戸上字前ケ市一七九一の一の地先から	日野郡日南町神戸上字下モ山三三三一の一の地先から	日野郡日南町福塚字田中田一四五七の六の地先まで	日野郡日南町下石見字野田前一二七九の地先	日野郡日南町下石見字松ノ前二二九一の一の地先から	日野郡日南町下石見字松ノ前二二三三の四の地先まで	日野郡日南町下石見字表ノ前三六〇一の一の地先から
変更後 四・〇 八・三	変更前 三・五 八・三	変更後 三・五 九・三	変更前 三・五 四・三	変更後 三・〇 一・二	変更前 三・〇 六・五	変更後 五・七 七・五	変更前 三・五 五・七	変更後 六・二 八・〇	変更前 三・五 七・〇
一〇三・五	一〇三・五	七四・〇	六〇・〇	二二八・〇	三〇〇・〇	三三三・〇	一六五・〇	一六五・〇	一六六・〇

"	"	"	"	"	"
"	線	"	"	"	"
日野郡日南町神戸上字鍛冶山前九七五の一の地先から	日野郡溝口町長山字小井手口一三四一の一の地先から	日野郡日南町神戸上字大八組三〇七六の地先から	日野郡日南町神戸上字大八組三〇七三の四の地先まで	日野郡日南町神戸上字鍛冶山前九七五の一の地先から	日野郡溝口町金屋谷字栃谷原一の一の地先から
変更前 三・〇 四・五	変更前 四・五 七・〇	変更前 三・六 四・五	変更後 六・五 九・六	変更後 三・五 七・五	変更前 五・〇 六・七
六四・〇	六四・〇	一五七・〇	一五七・〇	二二二・〇	六七二・〇

鳥取県告示第二百九十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年四月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。
その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	百八十号	日野郡日野町高尾字家ノ前川端ノ内二三一の二の地先から 字沢田河原四八の八の地先まで	昭和四十二年四月二十八日

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"					
"	"	"	神戸上新見線	"	"	"	"	"	猪ノ子原上石見停車場線	"	多里横田線					
一七二五の二の地先まで	日野郡日南町神戸上字上ミ松ポリ一七二九の一の地先から	九七四の三の地先まで	日野郡日南町神戸上字鍛冶屋前九七八の一の地先から	〇の一の地先まで	字坊田一八二	日野郡日南町神戸上字前ケ市一七九一の一の地先から	二の一の地先まで	字宮原二一七	日野郡日南町下石見字表ノ前三六〇の一の地先から	字山根田一二四三の一の地先まで	日野郡日南町上萩山字新田山四八六の四の地先	一〇九五の一の地先まで	日野郡日南町上萩山字仏ヶ原一〇九七の三の地先から	一〇八の地先まで	日野郡日南町上萩山字仏ヶ原一〇九の地先から	日野郡日南町下阿毘緑字原ノ前一〇九の地先から
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員	延
道	米子石見新見線	日野郡日南町中石見字町坂ノ下タハ〇八の一の地先から	字下モ大フケ六一	九・五	一七・五
線	西伯根雨	日野郡溝口町福居字橋ノ向二三一の一の地先		九・五	一〇・五
					三二・〇

鳥取県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

"	"	"	"	"	"
"	大山溝口線	日野郡溝口町長山字小井手口一三四の一の地先から	字竹ノ下一五五	"	"
"	"	日野郡溝口町金屋谷字栃谷原一の一の地先から	岩立字榎水高原一〇の一の地先まで	"	"
"	"	三〇七四の一三の地先まで		"	"
"	"	日野郡溝口町長山字小井手口一三四の一の地先から		"	"
"	"	日野郡日南町神戸上字大入組三〇七六の地先から		"	"
"	"	日野郡日南町神戸上字大入組三〇七六の地先から		"	"
"	"	九九三の一の地先まで	字鉄穴内反方	"	"
"	"	日野郡日南町神戸上字鍛冶山前九七五の一の地先から		"	"

鳥取県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種 道 路 の 類	区 間	変 更 敷 地 の 幅 員		延 長 メ ー ト ル
		前 後	メ ー ト ル	
県 道	鳥取鹿野 倉吉線	変 更 前	五・〇	二四八・〇
		変 更 後	七・〇	二四八・〇
"	東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇 一一の地の先から	変 更 前	七・〇	二〇八・〇
		変 更 後	二・三・五	二〇八・〇
"	東伯郡三朝町大字坂本字山崎一三〇 二の地の先から	変 更 前	七・〇	二〇八・〇
		変 更 後	二・三・五	二〇八・〇
"	東伯郡東郷町大字藤津字流田四二七 の地の先から	変 更 前	六・〇	一七一・〇
		変 更 後	一・四・〇	一七一・〇
線	倉吉青谷	変 更 前	五・五	二四八・〇
		変 更 後	七・〇	二四八・〇
"	倉吉市上神字平畑六一九の一の地先 から	変 更 前	六・〇	二四八・〇
		変 更 後	二・三・〇	二四八・〇

"	線	三朝東郷 の地の先から	変 更 前	五・〇	四〇八・〇
			変 更 後	七・五	四〇八・〇
"	線	東伯郡赤碓町大字久見字掛定一七五 の地の先から	変 更 前	七・五	四〇八・〇
			変 更 後	八・五	四〇八・〇
"	線	東伯郡赤碓町大字尾張字公文給三八 ・四〇の地の先から	変 更 前	四・〇	三三三・〇
			変 更 後	八・〇	三三三・〇
"	線	東伯郡三朝町大字上西谷字家ノ奥四 一八の地の先から	変 更 前	三・五	九〇・〇
			変 更 後	四・五	九〇・〇
"	線	東伯郡三朝町大字上西谷字清水三二 六の地の先から	変 更 前	三・〇	五七・〇
			変 更 後	四・〇	五七・〇
"	線	東伯郡三朝町大字上西谷字ツムキ二 八一の地の先から	変 更 前	三・〇	一三五・〇
			変 更 後	四・五	一三五・〇
"	線	東伯郡三朝町大字上西谷字ツムキ二 の地の先まで	変 更 前	七・〇	一三五・〇
			変 更 後	四・五	一三五・〇
"	線	東伯郡三朝町大字上西谷字ツムキ二 五六の地の先から	変 更 前	三・五	九二・〇
			変 更 後	五・〇	九二・〇
"	線	東伯郡三朝町大字上西谷字ツムキ二 二八二の地の先まで	変 更 前	九・〇	九二・〇
			変 更 後	六・〇	九二・〇
"	線	東伯郡三朝町大字福本字ツムキ九第 一の地の先から	変 更 前	二・〇	一三〇・〇
			変 更 後	五・〇	一三〇・〇
"	線	東伯郡三朝町大字福本字ツムキ一三 の地の先から	変 更 前	三・〇	六四・〇
			変 更 後	六・〇	六四・〇
"	線	東伯郡三朝町大字福本字ツムキ一三 の地の先まで	変 更 前	六・〇	六四・〇
			変 更 後	七・〇	六四・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一四九の地先	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五六の地の先	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五四の地先から 一五三の地先まで	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五三の地の先 三の二の地先	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五三の地の先	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五三の地の先	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五三の地の先	東伯郡三朝町大字福本字家ノ後一五三の地の先
変更後 五・五〇	変更前 三・五〇	変更後 一〇・〇〇	変更前 三・五〇	変更後 一四・五〇	変更前 五・五〇	変更後 一〇・〇〇	変更前 三・五〇
三五・〇	三五・〇	三〇・〇	三〇・〇	四二・七	四二・七	四〇・〇	四〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡関金町大字野添字上木戸坂四四六の九の地先	東伯郡関金町大字今西字門田一〇二六の一の地先から 一〇四三の一の地先まで	東伯郡関金町大字今西字門田一〇二六の一の地先から 字門田一〇一八の一の地先まで	東伯郡関金町大字今西字新田九八〇の一の地先から 一七五二の一の地先まで	東伯郡関金町大字今西字新田大境一七五三の地先から 字新田大境一七六二の地先まで	東伯郡関金町大字今西字下新田一七七九の地先から 字新田大境一七六二の地先まで	東伯郡関金町大字堀字桂川東一九七四の一の地先から 字的場一九三九の地先まで	倉吉市大谷字竹ノ下八三の一の地先から 倉吉東伯線 字向野二二三の地先まで
変更後 七・九〇	変更前 四・五〇	変更後 一・二〇	変更前 八・六〇	変更後 六・八〇	変更前 三・五〇	変更後 七・五〇	変更前 四・七〇
四五・八	四五・八	八六・八	八六・八	一七八・五	一七八・五	一八九・〇	一八九・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
線 福光北条	"	"	"	線 野井倉浦 安停車場	"	森岡田線	"
東伯郡北条町大字米里字下亀崎二一五の二の地先から 字中瀬四五〇の二の地先まで	東伯郡東伯町大字矢下字釜ノ下二六六の五の地先から 二二六の六の地先まで	東伯郡東伯町大字杉地字上村前三三六の一の地先から 三六八の地先まで	東伯郡東伯町大字勅字東小谷四九の地先から 字堀六九の二の地先まで	東伯郡東伯町大字光好字横枕四九二の一の地先から 字矢井田四六七の一の地先まで	倉吉市中野字戸構六二の一の地先から 字宮ノ上五四次一の地先まで	倉吉市三江字屋敷通り四九九の地先から 字オケ崎二七七の三の地先まで	倉吉市余戸谷町字久米谷三三一六の二の地先
変更後 七・五 九・五	変更前 四・〇 六・五	変更後 六・〇 八・〇	変更前 四・〇 五・〇	変更後 四・〇 八・〇	変更前 二・五 七・五	変更後 八・〇 九・〇	変更前 三・〇 七・〇
三九〇・〇	三九〇・〇	四〇〇・〇	四〇〇・〇	二八〇・〇	二八〇・〇	二二五・〇	二二五・〇
"	"	線 福永由良	"	"	"	中	線 法万大栄
東伯郡東伯町大字榎下字大平三八九の地先から 三八七の地先まで	東伯郡東伯町大字大谷字走り下八四〇の地先から 八三六の二の地先まで	東伯郡東伯町大字勅字西谷田一八三の地先から 字砂田二四二の地先まで	倉吉市服部字岸田五四四の一の地先	倉吉市服部字大田七〇九の地先から 七〇六の一の地先まで	倉吉市桜字柳田六二二の地先から 六二一の地先まで	津原倉吉線倉吉市福田字五反田三七九の八の地先から 三四九の一の地先まで	東伯郡大栄町大字上種字島田一八八の一の地先から 字前垣二二七の一の地先まで
変更後 七・〇 八・〇	変更前 二・〇 三・五	変更後 六・五 八・五	変更前 四・〇 五・五	変更後 八・〇 九・〇	変更前 七・五 八・五	変更後 七・五 八・五	変更前 三・五 五・五
一二五・〇	一二五・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一五五・〇	一五五・〇	八三・〇	八三・〇
"	"	"	"	"	"	"	"
変更後 七・〇 八・〇	変更前 二・〇 三・五	変更後 六・五 八・五	変更前 四・〇 五・五	変更後 七・五 八・五	変更前 三・五 五・五	変更後 七・五 八・五	変更前 三・五 五・五
一二五・〇	一二五・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一五五・〇	一五五・〇	八三・〇	八三・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	吉線 木地山倉
東伯郡三朝町大字本泉字天神河原六〇一の地先から 五八九の地先まで	東伯郡三朝町大字鎌田字早稲田二六三の三の地先から 二五九の地先まで	東伯郡三朝町大字鎌田字深田六二八の地先から 先まで 字絵図見七二五の地先まで	東伯郡三朝町大字森字中村二一七の地先から 先まで 字五万二八〇の	東伯郡三朝町大字森字五万二八一の地先から 先まで 字馬場二九四の一の	東伯郡三朝町大字森字馬場二九四の一の地先から 二九三の三の地先まで	東伯郡三朝町大字鎌田字下河原五六〇の地先から 先まで 字天神六〇四の一の	東伯郡三朝町大字鎌田字一ノ瀬一七四の地先から 一七七の地先まで
変更後 五・五 六・〇	変更前 四・〇 六・〇	変更後 五・五 七・〇	変更前 三・五 六・二	変更後 四・五 七・〇	変更前 三・五 六・七	変更後 四・五 五・五	変更前 三・五 四・五
一六・〇	一六・〇	九九・〇	九九・〇	一五五・〇	一九六・五	七五・五	三八・〇

"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡三朝町大字鎌田字一ノ瀬一八二の地先 四五四の地先まで	東伯郡三朝町大字福田字芦谷口四五四の地先から 四七四の地先まで	東伯郡三朝町大字福田字芦谷口四六四の地先から 四七三の地先まで	東伯郡三朝町大字下谷字向松原五四五の地先から 五四二の地先まで	東伯郡三朝町大字下谷字向松原五四二の地先から 五九〇の一の地先まで	東伯郡三朝町大字鎌田字上河原五〇九の一の地先まで	東伯郡三朝町大字鎌田字一ノ瀬一七四の地先から 一七七の地先まで	東伯郡三朝町大字鎌田字一ノ瀬一八二の地先
変更後 四・五 五・〇	変更前 三・五 四・五	変更後 四・五 八・五	変更前 四・五 五・五	変更後 四・五 五・五	変更前 三・五 四・五	変更後 四・五 六・五	変更前 三・五 四・五
三〇・五	三〇・五	四八・八	四八・八	一〇九・〇	一〇九・〇	一六〇・〇	五〇・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"
線	"	"	"	"	"	"	"	"
羽出三朝	"	"	"	"	"	"	"	"
"	倉吉市住吉町大字中將子三一の地先から 倉吉市住吉町字池田一一三の五の地先を経て倉吉市湊町字神坂九六の二の地先まで	東伯郡三朝町大字小河内字垣内八三の地先から 二の地先から 九五一の地先まで	東伯郡三朝町大字小河内字坂根三五四の一九の地先	東伯郡三朝町大字小河内字垣ノ内八四〇の一の地先まで	東伯郡三朝町大字小河内字垣ノ内八四二の地先から	東伯郡三朝町大字福田字菊菜一五一の一の地先から	東伯郡三朝町大字福田字家ノ前三〇の一の地先から	東伯郡三朝町大字福田字家ノ前四〇五の地先から " 字芦谷前四四九の一の地先まで
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
七・〇 九・五	三・五 六・〇	七・五 一七・四	三・〇 一〇・〇	四・〇 四・五	三・五 七・〇	四・五 五・〇	四・〇 四・五	五・〇 六・〇
三三・五	三三・五	一三三・〇	一八〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	三三・五	三三・五	二〇〇・〇
"	線	田線	線	"	"	"	"	"
"	古長杉下	大立上福	菅原上小 鴨停車場	"	"	"	"	"
"	東伯郡東伯町大字宮場字根坂三五二の地先から " 大字八反田字上エ原三 五の地先まで	倉吉市福積字坂ノ前六七八の一の地先から 六七九の一の地先まで	倉吉市岩倉字村ノ前一八〇の一の地先から 一九一の一の地先まで	東伯郡三朝町大字上西谷字地藏堂原四五の一の地先から " 字才ノ神平三八二の 三の地先まで	東伯郡三朝町大字上西谷字才ノ神平三八二の四の地先から	東伯郡三朝町大字下畑字座性平六七〇の一の地先から " 大字上西谷字割岩三 八三の二の地先まで	東伯郡三朝町大字下畑字座性平六七〇の二の地先まで	東伯郡三朝町大字下畑字座性平六七〇の五の地先から " 六七〇の二の地先まで
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
八・〇 八・〇	二・四 七・五	六・五 九・五	七・〇 九・〇	一・三 一・五	三・五 四・五	四・〇 七・〇	三・五 三・五	六・五 一〇・〇
六〇・〇	六〇・〇	五〇・〇	一七四・五	九五・〇	九五・〇	八三・〇	八三・〇	三四・〇

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	谷線	"	"	"	東積赤碓 停車場線	"	"	線	"
東伯郡泊村大字筒地字涉り三二五の 一の地先から 三五六の地先まで	泊絹見青 二の地先から 三七一の一三の地先まで	東伯郡赤碓町大字八幡字小太郎垣七 一九の一の地先から	東伯郡赤碓町大字鏡津字劔野九九〇 の一の地先から 字滝之前七九二の地 先まで	東伯郡赤碓町大字鏡津字福本七五六の 一の地先から	東伯郡赤碓町大字大父字中美濃海五 二四の地先から	東伯郡赤碓町大字大父字流田一四三 の地先から	東伯郡赤碓町大字法万字東馬坂三の 地先から	六の地先まで	東伯郡東伯町大字法万字東馬坂三の 地先から
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
七・〇 八・〇	四・〇 五・〇	一・〇 二・〇	四・〇 五・〇	一・〇 二・〇	七・五 八・五	七・五 八・五	八・〇 九・〇	四・〇 五・〇	七・五 八・五
八五・〇	八五・〇	四〇・〇	四〇・〇	三五・〇	三五・〇	一一〇・一	一一〇・一	六八・〇	六八・〇

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
線	赤碓大山	東伯郡赤碓町大字尾張字公文給三八 ・四〇の地先から 字キャン田八二の地 先まで	"
線	三朝東郷	東伯郡東郷町大字久見字掛定一七五 の一の地先から 大字中興寺字深田三二 の一の地先まで	"
線	倉吉田良	倉吉市上神字平畑六一九の一の地先 から 字東竜玉一〇六七の三の 地先まで	"
線	倉吉青谷	東伯郡東郷町大字藤津字流田四二七 の地先から 四一七の地先まで	"
"	"	東伯郡三朝町大字坂本字山崎一三〇 二の地先から 一二九八の地 先まで	"
県道	鳥取鹿野 倉吉線	東伯郡三朝町大字三徳字美徳頭一〇 一の一の地先から 字大瀬丸頭一一五五 の地先まで	昭和四十二年四月二十八日

鳥取県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十二年四月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十二年四月二十八日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十二年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	赤碕停車場船上山線	東伯郡赤碕町大字山川字中村一四二の二の地先から 字尺善一六九の地先まで	八・〇 一八・〇	一五六・〇
"	長和田羽合線	東伯郡東郷町大字長江字五ノ坪三六九の地の地先から 字下敷手一四八の地先まで	七・〇 八・五	三二〇・〇
"	木地山倉吉線	倉吉市湊町字神坂九六の二の地先から 東町字西荒尾四三八の地の地先まで	一五・五 一八・五	二七四・〇

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】